

平成 24 年 7 月 11 日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
副議長の選挙	9
諸報告	10
管理者提出議案の報告	11
管理者のあいさつ	12
議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
一般質問	31
閉会	44

秩広組告示第12号

平成24年7月秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年7月4日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成24年7月11日(水) 午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成24年7月11日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成24年7月11日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 諸報告
- 第 6 管理者提出議案の報告
- 第 7 議案第5号及び議案第6号一括上程
 - 議案第 5号 専決処分について（秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）
 - 議案第 6号 専決処分について（秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 8 議案第 7号 専決処分について（平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回））
- 第 9 議案第 8号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 9号 財産の取得について
- 第11 議案第10号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第12 議案第11号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について
- 第13 議案第12号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について
- 第14 一般質問

(開会 午前 9時58分)

出席議員 (16名)

1番	新井重一郎	議員	2番	高野宏	議員
3番	逸見英昭	議員	4番	落合芳樹	議員
5番	江田治雄	議員	6番	出浦章恵	議員
7番	福井貴代	議員	8番	浅海忠	議員
9番	富田能成	議員	10番	若林新一郎	議員
11番	大野喜明	議員	12番	四方田実	議員
13番	齊藤實	議員	14番	新井利朗	議員
15番	黒澤光司	議員	16番	小菅高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
加藤嘉郎	副管理者
石木戸道也	理事
大澤芳夫	理事
福島弘文	理事
木村健一	監査委員
森真太郎	事務局長
浅見真一	消防長
荒船勇	会計者
高橋徹也	総務調整幹事
飯島起也	事務局次長兼会計課長
野口政則	消防署長
小林和明	消防本部長
若林利忠	専門員兼管理幹事
高橋正明	専門員兼管理幹事

村	田	康	行	専門員兼 指令課長
富	田	豊	彦	管理課長
横	田	好	一	福祉保健 課長
今	井	祐	二	業務課長
阿	保		登	総務課長
梅	澤		茂	予防課長
荒	船	和	夫	警防課長
野	澤	好	博	クリーン センター 所長
小	池	好	美	環境衛生 センター 所長

職務のため出席した事務職員

富	田	豊	彦	書記長
千	嶋		浩	書記

午前 9時58分 開会

○開会・開議

議長（若林新一郎議員） 定刻前ではございますが、ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。ただいまから平成24年7月秩父広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（若林新一郎議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（若林新一郎議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の辞職及び任期満了に伴い、新たに組合議会議員になりました大野喜明議員、四方田実議員、新井重一郎議員、高野宏議員、逸見英昭議員、落合芳樹議員、江田治雄議員、出浦章恵議員、福井貴代議員、浅海忠議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名をいたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 朗読いたします。

1番	新井重一郎	議員	2番	高野	宏	議員
3番	逸見英昭	議員	4番	落合芳樹	議員	
5番	江田治雄	議員	6番	出浦章恵	議員	
7番	福井貴代	議員	8番	浅海	忠	議員
11番	大野喜明	議員	12番	四方田	実	議員

以上です。

議長（若林新一郎議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

それでは、新たに組合議員になられた方にごあいさつをお願いいたします。

まず、1番、新井重一郎議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。

（1番 新井重一郎議員登壇）

1番（新井重一郎議員） 新井でございます。今回この広域市町村の議員として、秩父市の議員から選任されました新井でございます。余り私も何もよくわからないのですけれども、初めてなものですから、これから勉強して一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしく願います。

（拍手）

議長（若林新一郎議員） 続きまして、2番、高野宏議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。

（2番 高野 宏議員登壇）

2番（高野 宏議員） 皆さんこんにちは。秩父市議会から参りました。3年目になりますけれども、今期もまた皆さんと一緒に秩父市、またその他市町のために頑張っていきたいと思っております。ぜひよろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（若林新一郎議員） 続きまして、3番、逸見英昭議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。

（3番 逸見英昭議員登壇）

3番（逸見英昭議員） おはようございます。3番の逸見でございます。前回、数年前に広域の議員にもさせていただきまして、1回皆さんとともにやったことはあるのですが、また今回は非常に火葬場の件等々でも本当に大変な時期が来ておりますが、そういうことも頑張りながらお世話になっていきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。（拍手）

議長（若林新一郎議員） 続きまして、4番、落合芳樹議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。

（4番 落合芳樹議員登壇）

4番（落合芳樹議員） おはようございます。秩父市議会の4番、落合芳樹でございます。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（若林新一郎議員） 続きまして、5番、江田治雄議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。

（5番 江田治雄議員登壇）

5番（江田治雄議員） 5番、江田治雄です。秩父市議会から参りました。広域議会は2度目であり、ます。よりよい市民の声を拾いながら、広域行政にお世話になればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（若林新一郎議員） 続きまして、6番、出浦章恵議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。

（6番 出浦章恵議員登壇）

6番（出浦章恵議員） 6番の出浦章恵でございます。秩父市議会からお世話になります。10年ぶりぐらいでお世話になるわけですが、また新たな気持ちでお世話になりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（若林新一郎議員） 続きまして、7番、福井貴代議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。

（7番 福井貴代議員登壇）

7番（福井貴代議員） 7番、福井貴代でございます。秩父市議会から5年目、またお世話になることになりました。大事な案件を抱えている広域議会の現状の中で、しっかりとまた取り組みをさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。（拍手）

議長（若林新一郎議員） 続きまして、8番、浅海忠議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。
（8番 浅海 忠議員登壇）

8番（浅海 忠議員） 皆さんこんにちは。8番、秩父市議会、浅海忠でございます。引き続き、また2年間お世話になるわけですが、何としましてもこの2年間の中で長年の懸案であります火葬場建設がよい方向で結論が出るように、執行部、また議会のほうも協力して進められればよいなというふうに思っています。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

議長（若林新一郎議員） 続きまして、11番、大野喜明議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。

（11番 大野喜明議員登壇）

11番（大野喜明議員） 皆野議会よりお世話になります11番の大野喜明であります。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（若林新一郎議員） 続きまして、12番、四方田実議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。

（12番 四方田 実議員登壇）

12番（四方田 実議員） 皆野町議会より選出されました四方田実と申します。広域議会については初めての、きょう初議会であります。皆様のご指導をいただきながら、一生懸命地域のためにお世話になりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○会議録署名議員の指名

議長（若林新一郎議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において指名いたします。

13番 齊 藤 実 議員

14番 新 井 利 朗 議員

15番 黒 澤 光 司 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（若林新一郎議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(若林新一郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○副議長の選挙

議長(若林新一郎議員) 次に、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(若林新一郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、新井利朗議員において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(若林新一郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、新井利朗議員において指名することに決しました。

それでは、14番、新井利朗議員、お願いいたします。

(14番 新井利朗議員登壇)

14番(新井利朗議員) 秩父広域市町村圏組合議会副議長に、秩父市選出の4番、落合芳樹議員を推薦いたします。よろしくお願いいたします。

議長(若林新一郎議員) ただいま新井利朗議員において指名をいたしました落合芳樹議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(若林新一郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました落合芳樹議員が副議長に当選されました。

当選された落合芳樹議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

4番、落合芳樹議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。

(4番 落合芳樹議員登壇)

4番(落合芳樹議員) ただいまは、指名推選、そして皆様のご承認をいただきまして副議長に選出いただきました落合でございます。議長を補佐いたしまして、円滑で、かつ活発な議会運営に努めたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

○諸報告

議長（若林新一郎議員） 次に、諸報告を行います。

議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

6月5日付、秩父市議会選出の高野宏議員、新井豪議員、金田安生議員、落合芳樹議員、新井康一議員、福井貴代議員、浅海忠議員、荒船功議員においては、組合議会議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により許可をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、常任委員会委員の指名についてご報告いたします。秩父市議会及び皆野町議会から新たに選出された10名の議員について、委員会条例第5条ただし書きの規定により、閉会中に議長において、

高野 宏 議員 落合 芳樹 議員 江田 治雄 議員

福井 貴代 議員 大野 喜明 議員

を総務常任委員会委員に

新井 重一郎 議員 逸見 英昭 議員 出浦 章恵 議員

浅海 忠 議員 四方田 実 議員

を厚生衛生常任委員会委員に指名により選任しましたので、ご報告いたします。

なお、現在総務常任委員会の委員長、厚生衛生常任委員会の正副委員長が欠員であります。次の休憩中に総務常任委員会は第1会議室において、厚生衛生常任委員会は応接室においてそれぞれ委員会を開催し、総務常任委員会においては委員長の互選を、厚生衛生常任委員会においては正副委員長の互選を行い、その結果を各委員長から議長までご報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時16分

議長（若林新一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会においては委員長が互選され、厚生衛生常任委員会においては正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長 高野 宏議員

厚生衛生常任委員会委員長 四方田実議員

副委員長 出浦章恵議員

以上のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

木村監査委員。

(木村健一監査委員登壇)

木村健一監査委員 おはようございます。監査委員の木村でございます。それでは、例月出納検査の結果につきましてご説明いたします。

お手元に配付されております報告書は、平成23年度における平成24年1月から5月まで、平成24年度に係る平成24年4月、5月の一般会計及び歳入歳出外現金について検査を実施したものでございます。これらについて検査を実施したところ、一般会計及び歳入歳出外現金とも、現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し、正確に処理されております。

また、歳計現金等については定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、平成24年5月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は、平成23年度は3億2,258万3,318円、平成24年度は5億9,705万1,059円であり、合わせて9億1,963万4,377円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、報告させていただきます。

○管理者提出議案の報告

議長（若林新一郎議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

(千嶋 浩書記登壇)

千嶋 浩書記 …… (朗読) ……

秩広管発第121号

平成24年7月11日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 若林新一郎様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜邦康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

- 議案第 5号 専決処分について（秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第 6号 専決処分について（秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第 7号 専決処分について（平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回））
- 議案第 8号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 財産の取得について
- 議案第10号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 議案第11号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について
- 議案第12号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

議長（若林新一郎議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者のあいさつ

議長（若林新一郎議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域議員の皆様、おはようございます。梅雨本番、蒸し暑い日でございます。そういう中におきましても、広域議員の皆様におかれましては、この7月定例会にご参集を賜り、まことにありがとうございます。若林議長様からお許しをいただきましたので、一言管理者としてのごあいさつ並びに議案について説明をさせていただきたいと存じます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中をご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、このたび皆野町議会議員の選挙、改選並びに秩父市議会議員の議会人事に伴いまして、新たに組合議会議員になられました皆様におかれましては、組合行政の推進に当たりまして、これからもご指導いただくこととなります。よろしく願いをいたします。

また、ただいま副議長に選出されました秩父市議会の落合芳樹議員が、またそれぞれの委員会、総務常任委員会では委員長に高野議員、そしてまた厚生衛生常任委員会委員長には四方田議員、また同副委員長には出浦議員、それぞれがご就任をされました。皆様方それぞれのご実績からも、その役にふさわしい方々ばかりであるというふうに思っております。今後も組合議会の円滑な運営のためにご活躍いただきますことを心からお願いするものでございます。

少々議案の前に幾つかの話題を、火葬場についてお話をさせていただきます。新火葬場建設に係

る動向につきましてご説明をいたします。皆様方もご承知のとおり、7月4日に開かれました議会全員協議会でご報告させていただきましたとおりであり、その内容は下宮地の現在地に建てかえということで再交渉を始めた。それは、本年1月に正副管理者、また理事全員、1市4町首長、理事、管理者、副管理者が地元対策協議会役員会に出向きまして打診をしたことから始まりました。本年3月に対策協議会から管理者あてに、正式に再交渉に応じる旨の文書回答をいただいたところでございます。

4月に入りまして、下宮地町会長が交代されました。また、それらを踏まえまして5月19日には正副管理者、理事全員で再度下宮地町会民へのごあいさつとその説明を行い、ぜひ現在地、今のところに建てかえということをご理解をいただきたいということを重ねてお願いしたところでございます。これは、議員各位もご存じの範囲でございます。

下宮地対策協議会からは、新火葬場建設にかかわる基本同意をいただき、圏域住民の願望である新火葬場の早期建設が進むよう努力してまいります。同意をいただくよう今頑張っておりますが、それによりまして新火葬場建設が早く進みますよう頑張っていきたいというふうに思っております。議員の皆様におかれましても、ぜひご理解とご協力のほどをお願いいたします。以上火葬場の概略でございました。

本日は、一般質問でも火葬場に関してのご質問もいただいております。丁寧に誠意を込めて答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと存じます。議案第5号から第7号につきましては、議決を得る組合議会を開くいとまがなかったことから専決処分をさせていただきましたので、議会のご承認をいただきたいものでございます。

そのうちの議案第5号の専決処分ですが、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例で、人事院規則等の改正に伴いまして、病気休暇及び特別休暇に係る所要の改正でございます。

次に、議案第6号、これも専決処分ですが、秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例で、障害者自立支援法の改正に伴いまして、関連する規定の改正を行うものでございます。

次に、これも専決になります議案第7号、専決処分は、平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）で、この補正予算ですが、自立支援審査会業務に係る国庫補助金の確定及び雑入の増加、損害賠償請求訴訟和解に伴う埼玉県補助金の返還額の確定に伴いまして、解決金の残金の基金積み立てを行うものでございます。解決金を基金に積み立てるという内容でございます。

続きまして、議案第8号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例ですが、電気自動車の急速充電器設備が対象火気設備等の対象に追加されたことに伴う所要の改正ございま

す。秩父地域で急速充電器が設置されておりますが、それに対する火災予防条例の改正ということになります。

議案第9号 財産の取得でございます。秩父消防署影森分署、小鹿野両神分署に1台ずつ配備します高規格救急自動車を財産として取得したいため、提案するものでございます。

議案第10号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）で、補正予算は消防救急無線デジタル化事業及び防災行政無線連動装置の整備に伴い、必要な予算措置をしたいものでございます。

次に、議案第11号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきましては、委員の任期満了に伴いまして、引き続き委員を議会の同意を得て選出したいものでございます。

議案第12号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきましては、議会選出の監査委員が辞職により不在となっておりますので、その後任の委員を議会の同意を得て選出したいものでございます。

以上で議案の概要を申し上げました。詳細につきましては、事務局よりそれぞれまた詳しく説明させていただきたいと存じます。ご審議を十分にいただきまして、そしてご同意、ご可決を賜りますよう心からお願いするものでございます。

終わりに当たり、議員各位におかれましては一層健康にご留意をいただき、市町の発展を初め、本圏域全体がますます発展するためにご尽力を賜りますよう心からご祈念を申し上げ、管理者のあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いをいたします。

○議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） これより議案審議に入ります。

まず、議案第5号と議案第6号の2件を一括して議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 それでは、議案第5号の専決処分、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本専決処分は、人事院規則等の改正に伴い、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正を行う必要が生じたため、3月30日に専決処分をいたしまして、4月1日に公布したものでございます。

お手元の議案第5号参考資料、条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第2条は、法律の略称を定義するため改めるものでございます。

第8条の3は、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務について規定しておりますが、出迎

えるため、または見送るため、赴く対象となる施設が追加されたことから、小学校に就学している子のある職員であって規則で定めるものを加え、条文を改めるものでございます。

第13条は、病気休暇について規定しておりますが、本改正では、まず1点目といたしまして病気休暇の期間の上限を90日とし、病気休暇の使用後、実勤務日数が20日に達する日までの間に再び病気休暇を使用した場合、前後の病気休暇の期間は連続しているものとみなすこととさせていただきます。

2点目として、実勤務日数が20日に達する日までの間に、当初の病気とは明らかに異なる病気のために療養する必要があるときは、その病気休暇を承認することができることといたしまして、この場合においては当該病気休暇の期間は連続して90日を超えることができないこととするものでございます。

3点目といたしまして、病気休暇の期間計算におきまして、連続する病気休暇の間にあります週休日、休日、病気休暇以外の休暇等により勤務しない日は、病気休暇を使用した日とみなして計算することとさせていただきます。

4点目といたしましては、休職制度が適用されない臨時的任用職員及び条件つき採用期間中職員は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とすることといたしまして、条文を改めるものでございます。

第14条は、特別休暇について規定しておりますが、災害による住居滅失等に係る特別休暇について、職員が食料等を確保する必要がある場合も休暇の対象とすること、また退勤途上の危険回避に係る特別休暇について、交通機関の事故等の場合も休暇の対象とすることといたしまして条文を改めるものでございます。

最後になりますけれども、第14条及び第15条中、「認める」を「認められる」に字句を改めるものでございます。

なお、本組合には病気休暇を取得している職員がいないことから、経過措置は設けず、公布の日から施行するものでございます。

引き続き、議案第6号の専決処分、秩父広域市町村圏組合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本専決処分は、障害者自立支援法の改正に伴いまして、秩父広域市町村圏組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正を行う必要が生じたため、3月30日に専決処分いたしました。4月1日に公布したものでございます。改正は、条文の整理をするものでございます。

お手元の議案第6号参考資料、条例新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第10条の2は、介護補償に関する規定でございますが、同条第1項第2号において障害者自立支援法第5条の規定を引用いたしまして、障害者支援施設に入所している者で生活介護を受けている場合は本条例の介護保障の支給対象外となる旨を規定しております。同法の改正により、引用する項の番号が繰り下

げられたことに伴いまして、条文の整理をするものでございます。

なお、この条例は、附則で平成24年4月1日からの施行とさせていただいております。

以上で説明を終わりにいたします。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議題となっております2件の議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議題となっております2件の議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第5号を採決いたします。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（若林新一郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第5号は承認することに決しました。

続いて、議案第6号を採決いたします。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（若林新一郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第6号は承認することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第7号の専決処分、平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4回)につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお開きください。第1条にあるとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出551万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,094万8,000円としたいものでございます。

歳入歳出補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入ですが、第3款国庫支出金、2目の民生費国庫補助金でございますが、21万4,000円の増額となります。これは、障害程度区分認定等事業費補助金でございます。この補助金は、障害程度区分認定等の事務を行うために必要な報酬需用費が補助対象経費となりまして、その2分の1の額となるものでございます。

次に、第6款諸収入、1目雑入が530万円の増額となります。これは、公益財団法人容器包装リサイクル協会を經由して、再商品化いたしましたペットボトルの引き取り価格が高くなったことなどによるものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございますが、第2款総務費、1目一般管理費は秩父クリーンセンター建設工事入札談合損害賠償請求訴訟の和解に伴い、県の補助金返還額が確定したことによる増額補正でございます。

第3款民生費は、歳入補正の国庫支出金に伴う歳出補正となり、2目自立支援審査会費のそれぞれの費目の節区分が補正をされるものでございます。

第5款消防費、1日常備消防費は、燃料単価高騰に伴う需用費の増額補正と南分署建設に伴う地質調査及び設計業務委託が安価で契約できたことから、委託料を減額補正するものでございます。

第7款諸支出金、1目公共施設整備基金費は、予備費に繰り入れておりました解決金残金から県補助金返還金を差し引いた金額を基金に積み立てるため増額補正をするものでございます。解決金につきましては、7億4,400万円から弁護士報酬を支払った残金7億1,624万1,326円を予備費に計上しておりましたが、ただいまご説明いたしましたように、県の補助金返還額が確定したことから、返還額1,418万2,363円を引いた残りの額7億205万8,963円を公共施設整備基金に積み立てるものでございます。

第8款予備費は、今申しあげました歳入補正と歳出補正に伴い生じます差額の7億369万7,000円を予備費から減じる歳出補正とするものでございます。

なお、本補正予算は3月30日に専決処分させていただきまして、埼玉県の補助金の返還につきましては3月23日で額の確定通知及び請求がありまして、本年度に入りまして、4月11日付で県のほうに納入済みでございます。

以上で説明を終わります。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

4番、落合芳樹議員。

4番（落合芳樹議員） 4番の落合でございます。

私がお聞きしたいことは、補正予算書の11ページの秩父クリーンセンター建設工事入札談合損害賠償請求訴訟和解に伴う解決残金、これが7億205万9,000円ということで確定したと。つまり県の補助金の返還金ですか、これが1,418万3,000円で確定したことによって、先ほど言った7億幾らというのが計上されているというわけなのですけれども、実は昨年と同じ7月の定例会で、解決金が7億4,400万円で決定したと、そういう説明がありまして、そのときの議事録等を見ますと、まず裁判の裁判関係の訴訟費用、弁護士に払う費用だとか、あとは手数料ですか、そういったものが5,580万円、そして今回は県補助金の返還金が確定したということで、それを引くと、私の計算だと6億7,402万円という金額になるような気がするのですけれども、ただ昨年の定例会のときの議事録を見ますと、前払いというのですか、着手金ですか、その関係があるので、7億206万円と6億7,402万円、差額が2,804万円なのですけれども、そういうあれが出てくるのかなとも思ったのですけれども、着手金については昨年の議事録を見ますと1,575万円ということで、差があるのです。どうやっても計算してみると合わない。額が、残金が私の計算よりも多くなっているということは非常にいいことだと思うのですけれども、その辺の説明をお願いいたします。

議長（若林新一郎議員） 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

富田豊彦管理課長 ただいまの落合議員さんのご質問に対して答弁させていただきますと、7月の定例会で和解について議決をいただいた際に、解決金7億4,400万円というお話をさせていただいています。その後10月補正で歳入の受け入れ、それと併せて弁護士報酬の支払いの再調整を行っております。

今のご質問の中で、数字が合わないのではないかとこのところのお話なのですけれども、裁判を提訴したときに、弁護士の着手金1,575万円、それと裁判の申し立て料287万9,000円と必要な郵券代1万4,720円というのが裁判を起こしたときにかかっている費用の総額となってまいります。これにつきましては、予算建てをしてお支払いをさせていただいていますので、今回の解決金から引かれるということにはなりません。今回の解決金はあくまで成功報酬、そちらのほうを引かせていただいた金額という形になってまいります。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 4番、落合芳樹議員。

4番（落合芳樹議員） 話の上の説明だけだと非常にわかりにくいので、昨年たしか県の補助金の返還金がまだ確定していないときに資料として配付されたような、解決金が7億4,400万円で、裁判

関係がこれだけかかってということで、今度完全に確定したわけですから、その資料を。それで、結局7億205万9,000円ですよ。これが残金ということになるという、そういった資料があれば、その資料請求をいたします。

それともう一点、この関係で、これを基金に積み立てるわけなのですけれども、その基金名が公共施設整備基金ですけれども、この7億円余りのお金は広域の場合、火葬場もあって、こういったクリーンセンター、ほかにも環境衛生センターとかあるわけなのですけれども、何に使う予定なのか。その資料請求と7億円余りのお金の使い道、その2点の質問と要求ということでお願いいたします。

議長（若林新一郎議員） お諮りいたします。ただいま4番、落合芳樹議員に関する資料要求について、当局に資料の提出を求めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、当局に対し、資料の要求をすることに決しました。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 落合議員のご質問でございますけれども、公共施設整備基金に積み立てた後の使い道ということでございますが、私の考えておりますのは、このクリーンセンターの基幹的設備改良工事、これから具体的な工事、契約が始まるわけでございますけれども、そういった事業費に一部充当させていただき、残った残金につきましては新火葬場の建設事業に充当させていただければというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 4番、落合芳樹議員。

4番（落合芳樹議員） 先ほどの森局長の説明、了解いたしました。

それから、最後の質問なのですけれども、その前の9ページ、有価物売却代（ペットボトル）の売却代ということで530万円増額計上されているわけなのですけれども、これは値上がりしたというような説明があったのですけれども、一般市民の人からちょっと聞かれたことがあるのですけれども、ペットボトルをごみとして出す場合、資源ごみとして出す場合は、地域のごみステーション、こちらに出すのと、あとスーパーに行ったときにそういう回収するところがあるのですけれども、一体どちらに出したほうが地域のため、あるいは自治体のためになるのかというような質問を受けましたので、ここで最後の質問としてお聞きいたします。お願いします。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 落合議員のご質問でございますけれども、どちらに出したほうがいいのかという

ようなことをございますけれども、私ども組合といたしましてはステーションのほうに出していただいて、私どものほうの雑入といいますか、そういうのがふえたほうが少しでも財政運営に助かりますので、そういった面では、組合としましては私どものステーションに出していただければ大変助かるのでございますけれども、資源化という意味では、そのスーパー等のステーションですか、そういうのを出していただいても結果的には同じになりますので、そういった面ではどちらとははっきり言えないのですけれども、私ども組合サイドの意見としましてはぜひステーションに出していただければというふうに思っております。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 16番、小菅高信議員。

16番（小菅高信議員） 今落合議員が質問した県の補助金が確定したということで、この決め方というのですか、この1,400万円に決まった経緯というのは、県がどういう根拠に基づいてこういうことを出してくるのかということで、ほかにも返還ということは余りあってはならないのだけれども、要するに返還という場合があったら、参考にお聞きをしておきたいと思えます。

それからもう一つは、県の財政が逼迫しているので、100万円でも1円でも欲しいという気持ちはわかるのですけれども、こっちとしてもこのお金はいただきたいと、返還はないという交渉は多分していただいたのだと思うのですけれども、その交渉経過、その2点ご説明をお願いいたします。

議長（若林新一郎議員） 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

富田豊彦管理課長 ただいまの小菅議員さんのご質問に対してなのですが、埼玉県の方から今回の返還の手続等についてという通知は、平成24年2月20日付で参りました。この中で、返還額の算出の方法も書かれておりまして、返還額は損害金の元本、それに工事請負契約に係る県補助対象分の比率、これは県補助金の総額を工事費89億6,100万円割ったものでございます。それに補助率掛ける調整率ということで、幾つかのパターンに分かれていますので、詳細は細かくなりますので、また別になってしまうのですが、大まかに申し上げますと、そういった算式のもとに算定した結果でございます。

それから、県に対して、でき得れば返還しない方法でということで、あったかどうかということですが、これは組合の方からもお願いをしております。実は、埼玉県内で加須市がやはり和解に伴いまして補助金の返還ということになりました。加須市とも連携をとりまして、できるだけ県のほうに返還をしない方法がとれないものだろうかということでお話をさせてもらっておりまして、当初県では遅延損害金も控除の対象にしないと。遅延損害金は、控除の対象にしないとのお話だったのでございますけれども、その部分を損害の元本から引くというような交渉でさせていただいて、その分若干返還額が減ってきているというような形にはなっております。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 他にございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（若林新一郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第7号は承認することに決しました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） 次に、議案第8号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（浅見真一消防長登壇）

浅見真一消防長 議案第8号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案第8号の参考資料でございます新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成24年3月27日に公布されました。このことから、近年の電気自動車普及に伴う急速充電設備を対象火気設備等に追加するとともに、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準を新たに定める必要が生じたため、火災予防条例の一部を改正したいものでございます。

改正の内容でございますが、まず第11条でございます。(全出力20キロワット以下のもの)の次に「及び次条に掲げるもの」を追加をし、さらに第11条第3項の次に第11条の2として、急速充電設備を設置する場合の位置及び管理の基準を新たに規定しております。

次に、第12条は内燃機関を原動力とする発電設備について定めておりますが、第2項、第3項、第4項とも前条第1項をそれぞれ第11条第1項に改めるもので、第11条の2が追加されたことによる所要の改正ということでございます。

なお、この条例は平成24年12月1日に施行したいというものでございます。

参考までに申し上げますが、管内における急速充電設備の設置されている施設につきましては、現在のところ3カ所でございます。大野原地内の埼玉日産工場内ということでございます。もう一カ所は秩父地場産センター前、そして横瀬町の道の駅あしがくぼに設置をされていると聞いております。

また、今回の改正では、急速充電設備を設置した場合でも消防本部への届け出義務は生じません。あくまで急速充電設備を設置する場合の位置、構造及び管理上の基準を定めたものだということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（若林新一郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） 次に、議案第9号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（浅見真一消防長登壇）

浅見真一消防長 議案第9号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、影森分署及び小鹿野両神分署に配備をする高規格救急自動車2台を財産として取得をしたいため、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めたいというものでございます。

初めに、来年度影森分署と荒川分署が統合される予定で事業が進んでおりますが、現在この2分署には高規格救急車が配備をされておられません。したがって、統合後の救急車配置を見据え、影森分署に高規格救急車を整備し、影森分署の救急車は吉田分署へ配置がえをしたいというふうに考えているところでございます。

続いて、現在の小鹿野両神分署の救急車でございますが、走行距離17万5,000キロメートル、平成12年度に登録したもので、12年が経過をしております。最近では、エンジンのトラブルやエアコンの不調などが発生し、災害出場等に支障を来すおそれがあることから、更新整備の必要性が生じたというものでございます。

次に、今年度取得する高規格救急車2台ともトヨタ製ハイメディック4輪駆動車救急車でございます。エンジン排気量につきましては2,700cc、防振ベッド、除細動器、人工呼吸器等の救急資材が装備をされております。更新に際しましては、現在使用しております救急資機材で載せかえができるものはそのまま継続使用を図るなど、予算の削減にも努めております。

この財産の取得につきましては、去る6月19日、2台一緒に入札を行ったもので、取得金額は消費税を除き3,940万円、消費税を含めると4,137万円で、秩父市大野原1276の1、埼玉トヨタ自動車株式会社秩父店が落札をしております。

入札の状況でございますが、救急車仕様の車両を有している事業所2者に入札の参加を依頼しました。その結果、埼玉トヨタ自動車株式会社秩父店は入札に参加をいただき、日産プリンス埼玉販売株式会社秩父店は当日棄権ということになりました。当日は、1者のみの入札となったわけですが、予定どおり入札を執行し、予定価格以下となりましたので、1回の入札で落札としたものでございます。なお、予定価格は消費税を除き4,100万円でございますので、落札率は96.0%という結果になりました。

以上で説明を終わります。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

6番、出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） 6番の出浦でございます。

何点か伺いたいのですけれども、説明を伺いました中で、人工呼吸器等取付けというお話をいただいたと思うのですが、もう少し細かくお聞きしたい。このほかのものもあると思いますので、伺いたい。

それから、金額ですけれども、高規格車ということで特別なものでありますから、金額が高いのか安いのかという点で、私たちにはよくわからないものになるのかと思いますけれども、この金額について、金額が妥当かどうかということが問題になるのだらうと思います。他の消防のところに比べてどうなのか、この辺を伺いたいというふうに思います。

議長（若林新一郎議員） 警防課長。

（荒船和夫警防課長登壇）

荒船和夫警防課長 6番、出浦議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

最初の人工呼吸器等取り扱いの資機材、どのようなものを積載するかというご質問でございます。今回影森分署と小鹿野分署にそれぞれ高規格救急車導入するわけですけれども、新しく入る、積載する資機材ということで報告させていただきます。影森分署には新しくカプノチェックという、これは44万円相当です。資機材が入ります。これは、救急救命士が気管挿管する際の傷病者管理の際に使うものです。SpO₂といいまして、酸素濃度の測定も可能となっております。

さらに、心臓マッサージシステム、これは金額は270万円相当です。これは、心肺停止患者に対しまして、自動で心臓マッサージが実施できる装置です。秩父では、特に医療機関収容まで時間を要すことや、現場での一刻を争う観察と処置の対応から効果的な活動が望めると期待できます。

3点目ですが、オゾンUVエアクリア、これは23万5,000円程度ですが、救急車に備えつけの装置でございます。オゾンガスを発生し、救急車内の自動殺菌消毒を行うものです。感染対策の強化にもつながるものでございます。

次に、金額はどの程度かというご質問でございます。予算計上の際、高規格救急車2台分を積算させていただきました。総額で4,400万円の予算となっております。内訳が影森分署の救急車2,300万円、小鹿野分署2,100万円、これで予算計上させていただきました。これを予算の配分で比率を分けまして、購入金額、これ消費税含んでいますが4,137万円、これを予算見込んだ比率、影森が52.3%の比率です、予算額。小鹿野分署が47.7%。それで割り戻しますと、予算額によりまして、影森分署は2,163万6,510円、小鹿野分署分は1,973万3,490円となります。

ちなみに、よその消防本部等の金額なのですが、手元に資料がありませんので、参考ですが、平成22年度に本署に高規格救急車を導入しております。その際の消費税を含んだ積算購入金額は

2,420万2,500円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（若林新一郎議員） 6番、出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） 聞き方が悪かったです。申しわけありません。近隣の消防のところではどんなふうなのか、ちょっとご紹介をいただければと、そういう質問をいたしましたわけです。

（「資料がない」と言う人あり）

6番（出浦章恵議員） ですから、それは聞きましたけれども。

議長（若林新一郎議員） 消防長。

（浅見真一消防長登壇）

浅見真一消防長 近隣の消防との比較ということなのですが、実は近隣の消防との救急車の値段を、私自身も本当のこと言ってまだ聞いておりません。もし必要であればお聞きして、またお答えをしたいとは思いますが、先ほどちょっと説明の中で言ったのですけれども、実は資機材が定住自立圏の関係で1,700万円予算をつけていただいて、影森の救急車にも小鹿野の救急車にも載せてあります。それで、その資機材が新しいものですから、今度の救急車に載せかえをしたという説明をさせていただきました。そういうことがあるのですから、値段が統一ではないわけなのです。要するに新しく使える資機材は載せかえる、影森の救急車の場合は古い救急車ですから、全部が同じ資機材を載せかえたわけでないで、その金額が統一にならないということが1点あるわけなのです。

ですから、安いか高いかということになりますと、私どもは救急車というものを、各業者からいろいろ資機材を取り寄せて設計をするわけですが、こういう救急車をつくりたいと。それで、その中で金額を入れて、そのどのくらい引けるかということで予算を設定するわけですが、それから見れば、先ほど言ったとおり96%で落札しているのです、金額的には妥当であったのかなというふうに私自身は判断しているところなのですが、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（若林新一郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(若林新一郎議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(若林新一郎議員) 総員起立であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(若林新一郎議員) 次に、議案第10号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第10号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1回)につきましてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,695万6,000円としたいものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。10、11ページをお開きいただきたいと存じます。まず、歳入補正でございます。第9款組合債、1目消防債を1,050万円増額するものでございます。これは、消防救急無線デジタル化に向けまして、本年度実施設計を行います。本事業が緊急防災・減災事業債の対象となることから新たに組合債を起こすものでございます。この事業債は起債充当率が100%、交付税算入率が70%という非常に有利な起債でございますので、活用したいと存じます。

この実施設計によりまして、無線デジタル化整備事業の全体の仕様が決まりまして、事業にかかる経費も積算できることとなります。当初は、秩父ミュージックパークに自前の鉄塔を建設する計画でございましたが、管理者に交渉をいただき、隣接地に建設予定のソフトバンク様のアンテナ塔を借用できることになりました。組合で試算したところ、自前の鉄塔建設には約4,000万円の経費が必要となる予定でございましたが、ソフトバンク様のアンテナ塔は月約1万円という非常に安価で借用できる見込みですので、現在その契約手続を進めておるところでございます。

12ページ、13ページをお開きください。歳出補正でございます。5款消防費、1目常備消防費に1,335万円を増額補正いたしまして、18億2,253万7,000円としたいものでございます。内容は、12節

役務費を211万7,000円減額補正したいと存じます。これは、N T Tの位置情報通知システムの利用料金が大幅に減額されたことによるものでございます。

13節委託料を222万6,000円減額補正したいと存じます。これは、消防緊急通信指令施設保守業務委託料が契約により減額となったものでございます。

15節の工事請負費は、1,769万3,000円の増額補正をしたいと存じます。これは、防災行政無線連動装置整備工事を実施したいというものでございます。現在火災等が発生した場合、各市町の防災行政無線に連動する装置を起動いたしまして、サイレン等の吹鳴を行っております。この連動装置が老朽化いたしまして、ふぐあい等が発生しておりますので、市町と協議を行い、緊急で工事を行いたいというため今回補正予算をお願いするものでございます。今回の工事を行うことによりまして、各市町の防災行政無線設備の子機を消防本部の指令課に集めまして、今まで分署の子機経由であった系統を指令課から各市町の防災行政無線設備を連動させる系統になります。これによりまして、地域住民への防災情報の伝達が確実にいえるということになるものでございます。

第8款予備費でございますが、285万円を減額補正し、2,715万円にしたいと存じます。これは、消防債を歳入に計上したことによりまして、一般財源に計上していた1,050万円を防災行政無線連動装置整備工事に振りかえることとしまして、今回常備消防費で減額補正いたしました部分434万3,000円を加えても、なお不足する財源を予備費の財源振りかえで充当することとしたため、減額補正をしたいものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

6番、出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） 今の行政無線連動装置設備整備工事、この関係ですけれども、皆野町のデジタル化で2億円かかるお話があるそうで、これに対応するものなのか、ちょっとこの辺もお伺いしたい。

それから、加入市町の中でそれぞれ機種が違うということになるかと思えます。これは、やはり同一機種が当然望ましいものだというふうに思うのですけれども、この点についてはどのようにお考えになっているのか伺いたいというふうに思います。

議長（若林新一郎議員） 指令課長。

（村田康行専門員兼指令課長登壇）

村田康行専門員兼指令課長 ただいま6番、出浦議員の質問ですけれども、皆野のデジタル化の防災行政無線にありましては、今回の改修につきましては使えるという状況です。とはいいいましても、現在皆野町にありましては有線放送の防災行政無線を利用してありまして、それをまず最初につないで、その後デジタル無線が完成した場合にはそれをつなぎ込む方法をとりたいと思っております。

続いて、各市町の防災行政無線のメーカーが違うということでございましたけれども、それにつきましてはやはり消防側としましては課題の一つとなっております。特に合併がありましたので、荒川、大滝、吉田というところはすべてのメーカーが違いますので、その辺につきましては子機を指令課のほうに当然移設するわけですが、そのメーカーの違う部分についての改修につきましては、5月の会議におきまして各市町で費用のほうは持っていただくということで話のほうは進んでおります。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（若林新一郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） 次に、議案第11号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 それでは、議案第11号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてをご説明をいたします。

組合公平委員会委員であります南昭さんにつきましては、任期が本年7月31日で満了となることから、引き続き南昭さんを選任したいため、議会の同意を得たいものでございます。

南さんですが、長・町大字矢那瀬937番地にお住まいで、昭和22年7月19日生まれの満64歳でございます。なお、委員の任期は地方公務員法第9条の2第10項の規定により、本年8月1日から平成28年7月31日までとなります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（若林新一郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第11号はこれを同意することに決しました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） 次に、議案第12号を議題といたします。

地方自治法第117号の規定により除斥の対象となりますので、3番、逸見英昭議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

（3番 逸見英昭議員退席）

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

議長（若林新一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局に説明を求めます。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 それでは、議案第12号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任についてを説明いたします。

組合監査委員のうち、組合議会選出の監査委員につきましては、秩父市議会選出の荒船功議員にお務めいただいておりますが、6月5日に組合議会議員を辞職したことから、現在空席となっております。

つきましては、後任の秩父市議会から選出されております逸見英昭議員を組合議会のご同意を得て選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき提案するものでございます。

逸見英昭議員は、秩父市品沢506番地1にお住まいで、昭和22年3月5日生まれの現在65歳でございます。よろしくご審議をいただき、ご同意賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(若林新一郎議員) 総員起立であります。

よって、議案第12号はこれを同意することに決しました。

(3番 逸見英昭議員入場)

議長(若林新一郎議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時41分

議長(若林新一郎議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○一般質問

議長(若林新一郎議員) これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう特にお願いたします。

それでは、発言を許します。

6番、出浦章恵議員。

(6番 出浦章恵議員登壇)

6番(出浦章恵議員) 6番の出浦章恵でございます。

1、クリーンセンターの次期建てかえについて伺います。地元町会である栃谷町会では、本年5月、次期建てかえを認めないという決議がされましたが、これについては秩父広域ではどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

2点目、焼却灰の放射線量の数値について伺います。我が党では、これまでにも質問をしてきた経過がございますが、昨年7月26日の定例会で質問をしております。約1年が経過しております。その後の可燃ごみの焼却灰の放射線量の数値はどのようになっているのか伺います。さらに、飛灰の数値はどうなっているのか伺いたいと思います。また、処分先と処理はどのようにしているのか、この点を伺います。

3つ目、定期的モニタリング調査について伺います。地元町会である栃谷町会との協定で行われておりますダイオキシンの測定が行われております。過去何年かの測定結果について伺いたいと思いますが、これは簡単に結構です。さらに、定期的モニタリング調査についても伺いたいと思

ます。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 6番、出浦章恵議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 出浦議員さんの質問のうち、1、秩父クリーンセンターの次期建てかえについてお答えいたします。

議員さんもお承知のことと存じますが、秩父クリーンセンターは平成9年7月の竣工から15年が経過するところでございます。そこで、今年度から平成26年度を工事期間といたします基幹的設備改良工事を予定しております。当組合では、この工事に先立ちまして延命化の目標年度を工事終了後15年以上の延命化が期待できますことから、現時点での目標年度を平成42年度と設定いたしましたところでございます。したがって、現時点におきましては次期建てかえにつきましては平成42年度以降になろうかと考えておりますけれども、いずれにいたしましても現施設の維持管理を徹底いたしまして、1日でも長くこの施設を使用してまいりたいというふうに考えております。

なお、建てかえにつきましては、この施設の建設の際に地元町会と締結をいたしました協定書の事項にも明文化されておりますけれども、次期建てかえに際しましては現在地以外、他地区へ移転しますということで明文化されておるところでございます。

続きまして、2番の焼却灰の放射線量の数値についてお答えいたします。当クリーンセンターでは、平成23年度に焼却灰でございます主灰と飛灰中の放射性濃度につきまして、計9回測定をいたしました。また、排ガス中の濃度につきましても1回測定をいたしました。測定内容でございますけれども、焼却灰並びに排ガスとも、ヨウ素131、セシウム134及びセシウム137の3種類でございます。

お尋ねの測定結果数値でございますけれども、主灰、飛灰いずれもヨウ素131につきましては不検出、セシウム134、137の合計値も主灰の最高値が198.3ベクレル、飛灰の最高値が1,566ベクレルでございました。また、今年度は現在までに3回測定を実施いたしました。ヨウ素131につきましては、いずれも主灰、飛灰とも不検出でございました。また、セシウム134と137の合計値でございますけれども、最近の測定いたしました6月21日でございますけれども、主灰が54.6ベクレル、飛灰が841ベクレルという測定結果でございました。平成24年度の現在までの測定結果を前年度実施いたしました9回の測定結果数値の平均値と比較いたしましても、いずれの測定日の測定結果数値も下回っております。このように測定結果は、環境省が示しております焼却灰の管理基準の8,000ベクレルを大きく下回る数値でございます。

また、排ガスの測定につきましてでございますけれども、これは1号、2号、各煙突の排ガス採取口において1回測定をいたしました。この測定結果は、ヨウ素131、セシウム134、137の3種類

とも不検出でございました。以上のことから、焼却灰並びに排ガス中の放射線濃度につきましては、組合としては安全であると判断するとともに、周辺環境に及ぼします影響は最小限であるというふうに考えております。

なお、焼却灰の処理につきましては、主灰を寄居町にございます株式会社埼玉ヤマゼン、そして主灰の一部と飛灰の全量を熊谷市にございます株式会社太平洋セメント熊谷工場へ処理委託をしております。両者への搬出は、先ほどお答えしたとおり基準値を大きく下回っている数値でございませぬから、問題なく受け入れをしていただいておりますというところでございます。

次に、3番の定期的モニタリング調査の関係についてお答えいたします。秩父クリーンセンターでは、3種類の環境測定を毎年度実施しております。1つ目が、大気汚染防止法に基づき実施しておりますばい煙測定でございます。測定項目は、ばいじん濃度など5項目を1号炉、2号炉、年2回測定をいたしております。

2つ目が、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして実施をしておりますダイオキシン類の測定でございますけれども、測定項目は排出ガス、主灰及び飛灰の3項目を1号炉、2号炉で年1回測定をしております。

3つ目は、法的な根拠はございませんけれども、地元町会との公害防止協定に基づきまして実施をいたしております周辺土壌のダイオキシン類調査でございます。測定箇所は地元町会である栃谷本町会、隣接町会の栃谷町会等の7カ所で年1回を測定をしておることでございます。この測定に際しましても、地元町会の方々に立ち会い等もお願いをしております。いずれにしましても、測定結果、国で定められております排出基準値、環境基準値を大きく下回っておりますので、組合といたしましては周辺環境に及ぼす影響は最小限であるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 6番、出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） 6番、出浦でございます。

1番のクリーンセンターの次期建てかえについては、42年度までと設定しているということでございます。大分先になるわけですが、その時期になって、そのときになってどたばたとすることのないように、このときには、先がありますけれども、できるだけ早く手を打っておくという必要があると思うのです。改めて言うまでもなく、地元住民のご理解とご協力をいただくということは当然で、無視をできないことでもありますから、相当慎重に考えていく、真摯な姿勢をお願いをしていくということになるのだらうと思っておりますので、この辺については述べておきたいと思っております。

2つ目の焼却灰の放射線量の数値についてですけれども、答弁では周辺環境は最小限に抑えられているということで問題ないという答弁をいただきました。これは、それが本当にいいことだと思

っていますけれども、福島原発事故が起こりまして、埼玉県にもセシウムの影響大変及ぼしたわけでありまして、事故直後の3月15日には風向きに関係がありまして、非常に放射線量が高かったわけです。埼玉は高かったわけです。いまだに福島第一原発の水の循環施設の故障や水素爆発の危険性がなくなったということではありません。6月28日には、1号機の燃料プールの水が減少していたということが明らかにもなりました。放射線量は、過去最大の致死量ですから、1時間当たり1万300ミリシーベルト、人が1時間浴びると死ぬというふうに言われている、こういう数値でございます。つまり放射能漏れの心配は今も続いている、今後何十年も続いていくという、これは明らかなことでもありますから、いつ何が起こるか分からないという状況にあるということが言えると思います。万が一の事態ということも念頭に置きまして、地域住民の安全対策、そして計測器の購入が必要だというふうに私は思っているのですが、前回の定例会で我が党の同僚議員も質問してありました。これに対する答弁は、検討するという答弁がされておりました。その後どのような検討がされたのか、この点について伺いたいと思います。

それから、3番の定期的モニタリング調査につきましては、これも大きく下回っていると。環境を最小限に抑えられていると、問題ないということをお伺いしました。測定場所が7カ所で、年に1度の測定ということでありました。ばい煙の測定、これが年に2回、それから土壌調査、飛灰と焼却灰が年に1回、こういうことでありましたけれども、もう少し頻繁にするということができるとか、この点についてももう一点伺っておきたいというふうに思います。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 出浦議員の再質問でございまして、次期建てかえ、これにつきましては非常に大きな問題がございまして、いずれにしても早い時期を、そういったことで準備を始めまして、対応していかなければならないというふうに考えておるところでございまして、それにつきましても、やっぱり地元の町会等の理解が一番重要な点でございまして、その点につきましては慎重な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、放射線量の関係でございまして、当クリーンセンターからの測定につきましては、現在外部委託の専門の機関に調査委託をしているというような状況でございまして、計測器の購入ですか、これについては現在考えておらないということでございます。いずれにしても、専門の機関に委託をして、それぞれ分析をして、この動向につきましては十分注意を払ってその数値の経過を見きわめていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと存じます。

それから、定期的モニタリングの関係でございまして、この回数をできればふやしてもらえないかというような再質問であったかと存じますが、先ほどもお話し申し上げましたように、非常に各測定結果とも国の基準を大幅に下回っておるということでございまして、この数年の

変化を見ましても大きな変化もないというようなこともございますので、現時点におきましては測定回数をふやす予定はございませんので、お金もかかることでございますので、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 6番、出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） 6番、出浦です。

1番は、答弁のとおりだと思います。よろしくお願いします。

2番については、考えていないということでしたけれども、先ほど不規則発言で、そのころには死んでしまうというような発言をしていらした方もいますけれども、死んでしまう方もいると思います。でも、私たちここにいる人間だけではなくて、子供、若い方、こういう方が特に心配なわけですから、そういう意味で、ここにいる方々が死んでしまっていると、あとはいいのだということではありません。将来の地域を担っていただく子供たちということですから、子供たちや若い人のことを考えなければいけないという意味がこもっているわけです。その点は、ちょっと勉強不足だといけないと思います。

それから、3番につきましてはお金がかかるということでありましたので、やっていただくといいなというふうに思っておりますけれども、お金がかかるということも、それは承知しております。

以上でございます。ありがとうございます。

議長（若林新一郎議員） 答弁はよろしいですか。

6番（出浦章恵議員） これで結構です。

議長（若林新一郎議員） 6番、出浦章恵議員の一般質問を終わります。

ただいま一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（若林新一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、浅海忠議員。

（8番 浅海 忠議員登壇）

8番（浅海 忠議員） 8番、浅海忠でございます。

梅雨の時期も後半となりまして、不順な天候が続いていますけれども、間もなく真夏を迎え、節電対策にも対応しなくてはなりません。ぜひ皆さん体調を壊さないように気をつけていきたいも

のであります。

先日私たち秩父市議会市民クラブでは、岩手県野田村、宮古市、陸前高田市を視察してまいりました。大震災から1年4カ月が経過しましたが、復興には相当な時間と費用を有するとつくづく痛感いたしました。継続した支援を行うことが重要であると感じております。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1、火葬場建設について。先日、7月4日の全員協議会でも管理者のほうから報告がありました。また、今議会の冒頭、管理者からもこの件について触れられましたが、この火葬場建設について伺います。2年前の平成22年8月、当時の火葬場地元である下宮地町対策協議会と協議が決裂してから2年がたとうとしています。管理者側からは、別な場所で建設するというので、平成23年2月の議会で聖地公園グラウンドを候補地として決定、議会とともに聖地公園で進めていくことを確認しましたが、地元町会や隣接する特別支援学校等から反対の要望が出て、断念した次第であります。最終的にもとに戻り、現在下宮地町会と再協議になり、今に至っていると認識しております。

そこで、この2年間の交渉の経過、状況、そういったものを検証する意味で今回質問いたします。この状況、また今後の見通しについて伺うものであります。

2、消防署について伺います。(1)、分署統合について伺います。分署の統合も今月北分署が竣工し、8月1日から供用が開始されるということです。南分署についても、本年秋には入札が行われ、25年度には完成の見込みであります。西分署の進捗状況と併せて、今後の見通しについて伺うものであります。

次に、(2)、大量退職者に伴う人事体制の計画はどうかということについて伺います。浅見消防長を初めとする花の昭和27年組15名が来年3月に退職されます。26年に7名、27年に9名で、この3年間で35名もの幹部職員が退職されます。この方々は、多くの経験と技術を持った専門職員であります。ただ単に頭数だけを合わせても、業務ができるか大変心配しております。消防職員は、地元住民の生命、財産を命がけで守るエキスパートの集団であります。救急救命士や大型車両の運転士、また河川での事故の潜水士と、有資格者の確保、また育成はどうなっているのか伺います。

壇上からは以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（若林新一郎議員） 8番、浅海忠議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 浅海議員からのご質問のありました1の火葬場建設について、現時点での交渉と今後の見通しについてお答え申し上げます。

まず最初に、広域組合の努力不足などによりまして火葬場建設の候補地が変遷し、当初の候補地であった現斎場地に戻り、そして交渉が伸びており、早期完成を望んでおります圏域住民の皆さんに対してのご期待に背いていることに対しまして、まずもって深くおわびを申し上げます。

さて、火葬場建設予定地が現斎場地に戻ることにつきましては、本議会の管理者のあいさつにもありましたように、ことしの1月16日に正副管理者、理事全員で下宮地町会の秩父斎場建設対策協議会の役員会に出席をいたしまして、再交渉についてのお願いをいたしまして、3月14日に秩父斎場建設対策協議会の会長から組合管理者あてに再交渉に応じる旨の回答をいただきました。議員各位には、下宮地町会での火葬場建設交渉の再開につきましては報告をさせていただいておるところでございます。

そして、現時点の交渉状況でございますけれども、今年度に入り、4月から協議会役員と組合事務局職員で協議を本格的に始め、5月19日に正副管理者、理事全員が改めて下宮地町会民への説明会に出席をさせていただきまして、交渉再開のごあいさつとお願いをしてまいりました。その後、2年前、これ決裂したときでございますけれども、秩父斎場建設建てかえ同意に係る要望に対する回答を基本に協議を重ね、その協議内容につきましては正副管理者、理事全員に逐一報告いたしまして、判断を仰ぎながらその交渉を進めてきたわけでございます。そして、建てかえ同意に係る基本事項案を先般6月29日に開催いたしました組合理事会で最終的な判断をいただき、そして7月4日に開催をされました組合議会全員協議会でも報告を申し上げ、承諾をいただいたところでございます。この結果、最終回答案を現在協議会に提出いたしまして、向こう側で協議をしていただいております。現時点ではその回答を待っているという状況でございます。

なお、向こうの役員からの話では、できますれば7月の末あたりの日に協議会の総会を開いて、この回答案についての最終決定をしたいというふうに話を伺っているところでございます。そういったことで、非常に協議会役員からは快い感触といたしますか、言葉をいただいておりますけれども、最後の詰めを誤らないように、これからも地元の方々にご理解をいただき、誠意を持って慎重に交渉を進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、早期建設が圏域住民の強い願望でありますので、それに向けまして一生懸命頑張りたいと存じますので、ぜひご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 総合調整幹。

（高橋徹也総合調整幹登壇）

高橋徹也総合調整幹 8番、浅海議員からのご質問、2の（1）について、質問内容と重複するところがあると思いますが、お答え申し上げます。

分署統廃合計画に伴う分署建設も、現在の分散配置型から拠点配置型に再編整備する計画が、管理者はじめ各理事、そして各組合議会議員の皆さんのご理解のもと順調に進捗しておりますこと、感謝申し上げます。

拠点配置型になる4分署のうち、まず東分署については昨年8月より運用を開始しております。次に、北分署でございますが、今月の24日竣工式典を執行し、8月1日に運用開始となります。南

分署でございますが、実施設計に基づく建築確認申請の手続を行ってりましたが、6月20日付確認済証の交付があったところでございます。今後入札に向けての準備期間をいただき、10月入札を執行し、落札業者と仮契約を行い、11月の組合議会定例会においてご承認をいただき、本契約となれば、11月下旬より工事が着工でき、2カ年継続事業として、来年の秋ごろ完成予定でございます。最終の分署となる西分署でございますが、現在秩父市と小鹿野町間で建設場所について協議をいただいているものと存じますが、今のところ私どものところには正式な報告はございません。

なお、今年度予定しております地質調査業務、分署建設設計業務のそれぞれの委託料の予算計上は済んでいますので、候補地が決定となりますれば、直ちに執行したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 消防長。

（浅見真一消防長登壇）

浅見真一消防長 私からは、引き続きまして（2）の質問につきまして、順を追ってお答えを申し上げます。

初めに、大量退職者後の人事体制についてということでございますけれども、確かにここ3年間で31名の退職者があることは、今浅海議員さんがおっしゃるとおりでございます。既に来年度の採用の職員につきましては6名程度ということで、組合のホームページ等にも掲載をしているところでございます。現在の消防職員数は174名でございます。今年度末の定年退職者が15名おりますので、6名を採用しますと、来年度職員数は165名ということになるかと思っております。

ご質問の人事体制の計画についてでございますけれども、やはり分署統廃合の関連もございしますが、当面この165名を確保しながら、統合分署につきましては消防隊と救急隊の専従化を図っていききたいという目標を掲げてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、各種資格者の確保について、今の状況で大丈夫なのかということでございますが、特によく一般の方等からも聞かれる内容として、救命士の養成についての質問がよくありますので、例をとって1つ申し上げますと、現在救命士につきましては33名が有資格者として在職をしております。このうち毎日勤務者が4名おりますので、現場活動に直接携わっているのは29名ということになります。今後の救命士の数につきましては、4分署体制が確立した場合でも38名の救命士が必要と考えているところでございます。

なお、救命士の資格を有している職員であっても、昇任、昇格あるいは異動等で違うポストに当然勤務をする場合もございします。実情を把握しながら救命士の養成を図っていかねばならないなと思っているところでございます。救命士の養成につきましては、県との取り決めもありまして、年間2名の救急救命士の養成が可能となっております。また、最近新採職員の中で救命士の資格を取得して入署する職員もおりますので、現場を預かる人員等の状況を見ながら救命士の養成は図つ

ていかなければならないと考えているところでございます。

また、大型車両等の業務にかかわる場合の免許証等の資格でございますけれども、確かに車両が大型化してきていることから、車種によっては中型免許あるいは大型免許を取得していないと車両の運行ができないというふうな場合も出てきております。このほかにも、消防の場合にはやはり資格というものが多くつきまってくるわけでございますが、現在のところは若い職員が率先をして各種資格を取得をしていただいておりますので、今のところ業務に支障が出ているということはないのかなというふうに判断をしているところでございます。

ただ、将来的にはやはり特殊な資格を取ることも必要になってくるわけでございますから、やはり免許を取る場合の環境づくりというのですか、そういうものも消防本部として考えていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上で説明といたしますか、お答えを終わりにします。

議長（若林新一郎議員） 8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） 浅海です。

それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございました。2回しか再質問できないので、まとめて質問、また確認したいと思うのですが、事務局の局長のほうから火葬場の経緯について伺いました。2年前の8月に決裂したときにも、いろいろな協議をしていただいた中で、当時管理者からは別な場所があるということで行き、最終的には今回戻ってきたわけですから、これは当然よしとするべしですが、やはりこの2年間非常に時間を費やしたということは、当時の協議の様子を見ても、やはりここにも何人かの関係する議員も残っていましたが、もっと粘り強く継続してやる、協議するべきではないかというふうなことがあったと思います。

そういった中で、昨年も、私たちも執行側、管理者側が聖地公園でやるのだということで、議会も協力してくれ、それでまた議会でも全協開きながら議会一体となって動こうということで、予定地は聖地公園ですよということで、それぞれ一丸となって動いたわけです。したら、もう何カ月もたたないうちに断念ということで今に至っているわけですが、そういった経緯があったわけですから、今回やはり早くつくっていただくことが地域住民、また私たち議員の本当に願いです。そのことについて、管理者のほうにぜひこれまでの2年間を振り返り、またこれからのこの交渉に当たりましての決意を改めて伺いたいものであります。

次に、消防署の関係です。分署の統合、それぞれ順調に進んでいるようではございますけれども、西分署についてはまだ秩父市と小鹿野町で用地の協議ができていないということであります。やはり計画的に、いわゆる東分署、北分署、南分署と来ています。そういった中で、再編成をしていく中でも、その小鹿野町、また秩父市との協議が、用地の協議がおくれれば、そののところだけ体制的にやっぱりアンバランスになってくると思いますので、その辺につきましては該当する小鹿野町長さん、また管理者である秩父市長さん、どのような協議を実際されているのか、また担当者はまだゆだね

ているだけで、管理者側、また首長として協議しているのかしていないのか、その辺も伺いたいと思います。

次に、職員の体制ですけれども、現在174名、本当に消防長初め27年組の大先輩には、本当に大勢の方に今まで消防署の体制づくりに努めていただきまして、本当にありがとうございます。もう終わりというわけではありませんけれども、来年の3月にはめでたく退職ということで、本当にきょうもこの議場にいらっしゃる幹部の方が、また各分署を預かっている分署長を初め大幹部の方が抜かれたときに、本当にこれで消防署の運営ができるのかなと。やはりただ単に事務職とは違ひまして、もう現場を預かり、また先ほど消防長からありましたけれども、資格の問題等たくさんあると思います。消防士来年6名採用したからって、その人間がすぐ現場で使えるかといったら、そういうものではないと思います。

そういった中で、先ほど消防長から免許取得のための環境づくりをしたいというようなことがありました。そういったことも踏まえて、やはり職員の養成、そういったものにどの程度また費用をかけたり時間をかけたりしていられるのか、その辺についても、あと人員についても、たしか以前にお聞きしていたのが、将来統合した後160名にするようなお話が出ていたと思います。しかし、この160名で果たして消防の運営ができるのかできないのか。先ほど消防長は、当面165名というようなお話をされました。その辺について、管理者についてもこの消防署、また本署を含めた4分署とのかかわり、そういった運営面でどの程度、どういったことを考えておられるのか伺いたいと思います。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 火葬場のことだけ、まずお答えをしたいと存じます。

浅海議員にも再三いろんなところでお話ししていることですが、私といたしましてはこの2年間、決して無駄ではなかったというふうに思っています。そして、交渉自体もいろいろな難しい問題が発生し、お互いに引かないというところもあり、交渉事ですから、決裂するというのは、努力不足という表現もしましたけれども、私としては最大限の努力をしたというふうに思っています。

そこで、対策協議会のほうも、自分たちとしてどういうことがこの早期建設ということに向けてやれるのかというところ、それを冷静に考える期間、そしてまたこちらのほうも今の場所で早期建設ということ、そしてさらには煙、におい等々、今の火葬場がもう老朽化して、これ以上使えないというところまで来ているぐらいな感じがいたします。そういう中において、早期建設ということのためにはどうしたらいいかというようなこと、そういうところを併せて、聖地公園のグラウンドのところでは建設ということが不調に終わったというところの中で、いま一度早期建設という大きな

柱に向かって進んでいくためには今の場所が一番いいだろうというふうなところで理事と協議をし、現在に至ったわけでございます。

交渉事ですから、いろいろな紆余曲折はございます。その場面その場面で、こちらのほうとしても最大限の努力はしてまいりましたし、決して無駄ではなかったということであり、その結果として対策協議会のほうの方も早期建設ということに向けて、現施設を進めていくような前向きなお声も地域住民から聞いておりますので、ですから私はこのような形になって、おさまるところにおさまっていくという位置づけで、いよいよ最終のところに来ているのではないかなというふうに思います。繰り返して申し上げますが、2年間は決して無駄ではなかった。そして、早期建設に向けて、これで広域と、そして地元と一丸となって進められるということで、私はこの結果が最高の結果だというふうに思っております。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 小鹿野町長。

（福島弘文理事登壇）

福島弘文理事 それでは、8番議員の浅海議員からのご質問の西分署について、進捗状況等についてお答えを申し上げたいと思います。

当初、本来ですと、今年度はもう建設するというような状態の計画であったのですがけれども、私たちのほうの計画等々、いろいろ秩父市、特に旧吉田ですけれども、吉田の人たちと話し合う中で、1年先に送っていただくということで、私たちのところが一番最後になったという経緯がございます。これは、皆さん方に大変申しわけないなとは思っておりますけれども、そういうふうな経過でございます。当初市長と私もいろいろ話をする中で、やはりそういうふうにしていただくということで、そのようにさせていただきました。それで、今現在は副市長、またうちの副町長と担当者等で話し合いをしております。

そういう中で、当初のここの広域での分署の基本計画ですか、その計画のとおりで大体いいだろうという合意ができて、というのはどういうことかということ、あそこにトンネルがございますが、あの県道に。そのトンネルを出たところの小鹿野町のところ近辺がいいだろうということで、広域のほうで計画を立てていただいております。もうその辺でいいということで今候補地を選定しております、余り詳しく言ってもしょうがないのですが、4カ所はもう候補地あります。そういう中で、1カ所にすべく今努力をしているというのが現状でございますから、先ほど浅海議員の言われましたように、おくれることがないように私たちもやっていくつもりでございますので、ぜひ議会の皆さん方にもご協力を賜りますようお願いを申し上げて、答弁にさせていただきたいと思っております。

議長（若林新一郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 消防職員がどの程度を考えているかという数的な問題でございまして、いずれにしても先ほど消防長のほうから答弁がありましたとおり、165ぐらいで今後推移していくのではないかなというふうに思っています。それぞれの職員の専門性を高める、これから少子高齢化ということで人口が少なくなっていく中であり、そして建物自体もそんなに高い建物というよりも、その建物の特殊性ということは今後進んでくるのではないかなというふうに思います。ですから、そういう特殊な建物、また特殊な施設等々に対しましては専門的なものも要求されるというふうに思いますし、それとともに救急救命士のほうも充実させて、そういう中で、この広い地域ですから消防分署という形になるわけで、そういう中で救急関係は十分に対応していかなければいけないというふうに思っています。ですから、数は、繰り返すようですけども、165ぐらいで専門性を高めていくということを私は考えております。

そして、消防分署の西分署でございまして、確かに今福島町長、理事のお話のとおりでございます。小鹿野のあたりにとということで今までの経緯がございまして、その場所は今幾つか町長のほうから、理事のほうからお話がありましたようなところということになっているのだと思うのですが、いずれにしてもその管轄である吉田ですね。秩父市のほうとしては、吉田の方々に十分にご納得をいただかなければいけないということ、そして小鹿野の分に入るわけですから、その火災、救急等々に対して不安がない、安心できるというふうなところは、地域住民に今後十分に説明を尽くしていかなければいけないというふうに思っています。

いずれにしても、分署統合ということ、4分署へということに進んできたわけですから、西分署も小鹿野町長と一体となって、早期建設というところで今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） 8番、浅海です。

それぞれ答弁いただきまして、ありがとうございます。幾つかいただいた中で、これは意見と、あとちょっと質問をしたいと思っておりますが、ぜひまず火葬場については、今管理者からも意気込みを聞きました。私たちも決して、もちろん火葬場は早期につくってもらいたいというのが一番の願いですので、ぜひ現在の候補地、下宮地の現地、現状地のこの交渉が早急にまとまりまして、一日でも早い改築ができるように望むものであります。これは、本当にここにいる議員全員が思っていることだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それと、消防の関係で、これから西分署も大体場所が固まってきたよということでもありますので、どうかそれぞれの再編整備のことも計画どおり進めていただければと思います。

あと、職員の関係で、消防長から年2名程度、県との取り決めの中で、救命士の育成ですか、これがちょっと私どもわからなかったのですけれども、県からのあれで2名ということで、これが例

えば秩父地域はこれだけ不足しているから、例えば3名にそういう養成をふやすとか、今後そういったことを課題としてできるのか。当然予算が絡んでくることだと思うのですが、やはり現状でも、今年38名必要なところが現時点の現場では29名しかいないと。これから恐らくこの大量退職者がいるとすれば、この3年間で救命士の数が当然減るのではないですか、有資格者というものが。そうなったときに、もっと養成しなくてはいけないということでもありますから、この毎年2名ずつというのでは到底追いつかないわけです。そういったものは、どのような計画があるのか、またどういふふうな思いがあるのか、今現状ではできないけれども、管理者、理事者側がそういった予算をつけてくれば3名にできるのだよとか、そういったものがここにあればお聞かせいただければと思います。これが最後の質問になってしまうので、この答弁をいただいて私の質問を終わりたいと思います。

議長（若林新一郎議員） 答弁は、有資格者のことだけでいいのですか。最初の火葬場の件は。

8番（浅海 忠議員） 火葬場はもう結構です。

議長（若林新一郎議員） 要望でいいのですか。

8番（浅海 忠議員） はい。

議長（若林新一郎議員） 消防長。

（浅見真一消防長登壇）

浅見真一消防長 では、救命士の関係をちょっと申し上げますけれども、2人の枠というのは、実は研修所が東京研修所に1カ所、それと現在埼玉研修所が1カ所、2カ所あるのです。秩父から派遣をしているのは東京研修所に1名、埼玉研修所に1名ということになっているのですけれども、これは埼玉県の枠2人というのは、埼玉県消防長会で全体を取りまとめをしまして、各消防本部、職員数等から救命士の数を割り出しているのです。秩父の場合は2人が養成というか、入校できますよという枠が来ているということでございます。ですから、それを3名にする場合には、例えば熊谷の枠がこしは4名のところを3名にしますので、1名枠が余っているから、それでは秩父さんということになれば3名の枠というのも可能かと思っておりますけれども、ただ予算の関係が当然ございますので、約200万円ぐらい養成にかかるわけですが、当然秋の段階で予算措置をするわけでございますから、その辺の絡みもございまして、2名程度を入れながら私どもは計画を立てていて、その中で救急車の配置を考えて、救急車に乗車する救命士の配置を考えていくというのがよいのかなというふうに思っております。

それとあと、資格の関係、いろいろ浅海議員さんからお話がありましたけれども、やはり今秩父消防の若い人の意欲というのが、私自身が感じるのは、他の消防本部よりも非常に高いレベルにあるということは自信を持って言えると思っております。若い人の意見を聞きますと、私どもみたいな事務的な職場に異動というふうな話をしますと、消防に入ったのはやっぱり現場活動がしたくて消防職員になったのだということで、どうしても現場のほうにあこがれる職員が多いのです。しか

し、実際やってみますと、予算をとったりとか、こういう議会対応することも大きな仕事でございまして、その辺の養成も含めますと、余り現場活動、現場活動というほうに力を入れるばかりがいいのではないかなという部分も実はあるのです。その辺もよく考えながらやっていかななくてはいけないなというふうに思っていますので、組合の理事会等にもご相談を申し上げながら、各種研修会等にもなるべく多く参加をさせていただいて職員の資質をアップする、あるいは職員の採用の段階においても女性職員等がおりますので、いろんな休暇等も出てくるケースもございいますから、その辺もよく加味しながら今後検討していきたいというふうに思っていますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 8番、浅海忠議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○閉会の宣告

議長（若林新一郎議員） 以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時35分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年7月11日

議 長 若 林 新 一 郎

署名議員 齊 藤 實

署名議員 新 井 利 朗

署名議員 黒 澤 光 司